

西有穆山の禪戒論

— 附録『傳戒會裏閑話』 翻刻資料 —

菅原 研州

キーワード：近代仏教 禪戒 曹洞宗

一、はじめに

本論は、主として明治期に曹洞宗で活動された大本山總持寺独住三世・西有穆山（二八二〇～一九一〇）、穆山は号、名は瑾英）が主唱した禪戒論について検討するものである。

西有自身は、近代の『正法眼蔵』参究に大きな足跡を残し、永平寺六四世・森田悟由（一八三四～一九一五）が発願した大本山永平寺での「眼蔵会」では、当初、予定されていた初代講師は西有だったとされる。自身の總持寺晋住もあって、その座を門人の丘宗潭（一八六〇～一九二一）に譲られたが、結果として丘の後も西有の門下が永平寺眼蔵会での提唱をリードし、一門として『正法眼蔵』の敷衍に尽力された。また、西有自身の提唱録は富

山祖英によって筆記され、後に榊林皓堂が『正法眼蔵啓迪』として発刊し、『正法眼蔵』参究を志す者にとつてのメルクマールとなったことは、周知のことと思う。

西有の行実を思うとき、上記の通り『正法眼蔵』を中心に語れることは当然ともいえるが、一方で丘宗潭が残した著作・提唱録群を拝すると、西有からは「禪戒」関係での影響が強く感じられる。例えば、丘は万仞道垣（二六九八～一七七五）の『仏祖正伝禪戒鈔（以下、『禪戒鈔』と略記）』を改訂したことで知られるが、その改訂は西有の意向を受けたものとされる¹⁾。あるいは、西有自身にも『禪戒鈔』の講話本や、授戒会の説戒録が残されている。時代が、江戸から明治への転換期を生きた西有は、明治期の宗師家として禪戒論もリードしており、その流れは門人である丘や、秋野孝道（一八五八～一九三四、總持寺独住第七世）、法嗣である岸澤惟安（一八六五～一九五五）などに展開している。

よつて、本論では西有の残された著作群に基づき禪戒論を見つ、近代曹洞宗における教義形成への影響も検討するものである。

二、西有の戒思想形成と『傳戒會裏閑話』

今回、西有の禪戒論を論ずるに当たり、入手した資料の一つが『傳戒會裏閑話』である。本書は、曹洞宗宗務庁『授戒会の研究』（一九八五年）では報告されず、伊藤勝司氏編著『西有穆山という生き方』ではタイトルこそ挙がっているが、筆記年次など

は分からない⁽²⁾としている。

しかし、筆者が入手した写本『金剛集録⁽³⁾』に収録された『傳戒會裏閑話』では、冒頭に「明治廿七年記 有安老人述」とあって、一八九四年に講述、記録されたことが分かる。

つまり、本書の存在と筆記年次が明らかになることで、西有自身の戒思想の構築や展開を、年代順に理解することが可能になったのである。

そこで、本書は末尾に翻刻資料を附録しておいたので、参照されたい。本論では、全体的な概観のみ行い、また「禪戒論」に関わる部分のみ詳述する。

まず、本書は大きく「宗門の戒の位置付け」「伝戒会（授戒会）作法」「宗門の戒体論」という三つの内容から成り立っている。目次は以下の通りであるが、読みやすさを考慮して、各章に現代語訳した題を付け、便宜的に上中下の区分や章の番号を附した。

【上・宗門の戒の位置付け】

- 一、吾宗の戒法は菩薩の大戒である
- 二、吾宗の禪戒と称する戒体系について

【中・伝戒会（授戒会）作法】

- 三、吾宗の授戒作法における引請師無用論
- 四、吾宗の授戒に羯磨が無いことについて
- 五、受戒儀軌と伝戒作法について
- 六、大乘戒における別解脱戒について

七、懺悔の法について

八、捨身が受戒の法に属さないことについて

九、受戒の儀式を夜中に行う意義

【下・宗門の戒体論】

一〇、戒源と戒体について

一一、『戸羅敲髓章』について

この内、本論の問題意識に関わるのは、「一二」及び「一二」であるが、例えば「一二」では「吾宗ノ戒法ハ菩薩ノ大戒ナリ天台ノ圓頓戒ト同シ⁽⁴⁾」としており、菩薩戒という共通点から、天台宗の圓頓戒との関連を見出し、更に、「二二」でも、「吾宗ニ禪戒ト称スルハ即菩薩大乘戒ナリ天台ニ圓頓戒ト云浄土宗モ亦尔リ⁽⁵⁾」とするなどし、禪戒もまた天台宗や浄土宗の圓頓戒と同じものだとしているのである。これらは、江戸時代の卍山道白（一六三六〜一七一五）が『対客閑話』『禪戒訣』で、達磨より相伝されたという伝承を有する「一乗戒」と圓頓戒との共通性を主張した⁽⁶⁾ことと共通しており、確かに、西有の浄土宗に関する言及は目を引くものの、宗門禪戒論の全体としては伝統的な見解を引いたものと見て良い。

そして、更に西有は江戸時代の洞門学僧である瞎道本光（一七一〇〜一七七三）や面山瑞方（一六八三〜一七六九）などの見解を引きながら、以下のようにまとめている。

・智度論感應傳等ニ禪戒ト云コトアレト名同ノ義異ナリト本光和尚ノ試參請ニ見ヘタリ⁽⁷⁾

・〈大戒訣〉禪戒ト云フトハ初祖西来後禪宗ト称スルヨリ起ルナルベシ佛祖正傳菩薩大戒ナルカユヘニ略シテ称スルト由ト佛戒トカサ戒トカ大戒トカ称シテ然ルベキナリ⁽⁸⁾

まず、前者は瞎道『宗伝戒文試参請』を受けており、『大乘義章』で掲げる「三種戒」である「一別解脱戒、二禪戒、三無漏戒」に含まれる「禪戒」については、経論に於ける「定共戒」と同じだとしつつ、その場合は「定心」に罪名が無いことから、戒だと解釈するものだが、瞎道は「吾が禪戒と同名異體なり、新戒混ずること勿れ⁽⁹⁾」とし、まだ仏道を学び始めたばかりの者（新戒）へ注意喚起したのである。西有はこの見解を指摘しているものと思われる。

後者は面山『仏祖正伝大戒訣』を受けたものだが、既に以前にも指摘したように、面山は本来の名称は仏戒や菩薩戒、大戒などと呼称されるべきだと主張した⁽¹¹⁾。

そして、これらの見解を受けて、本書に於いて西有が結論付けた「禪戒」の定義は以下の通りである。

コレ金剛寶戒ハ任性常住ナリ種子ナリ本原ナリ法身法戒ナリ自性清淨戒ナリ甘露門即開トハ甘露ハ實相ナリ實相ハ無相ナリ故ニ六祖ハ無相心地戒ト説レタリ達祖ノ戒文ニモ傳者は覺悟佛心名真受戒コレ自ラ禪戒ノ称起ル所以ナルベシ⁽¹²⁾

つまり、禪宗の伝灯で受け嗣いできた仏心（正法眼蔵涅槃妙心）をそのまま悟ることが「真受戒」であるという、『達磨一心戒文』の見解を引きつつ、それを禪戒という名称の根拠にしてい

る。つまりは、本書の段階で西有は「禪戒」という用語を、「禪宗の戒」として解釈していることが分かる。

そして、これは、本書の段階でいわゆる「禪戒一致」の発想がまだ存在していなかったことを示すといえよう。以前に検討したように、「禪戒一致（後に「禪戒一如」）は、明治三年（一八九〇）一月一日に公布された『修証義』の扱いを回る、安心論の問題の中で、特に永平寺六三世・滝谷琢宗（一八三六〜一八九七）が遷化した後の明治三〇年代後半に顕在化したと思われる。しかし、『傳戒會裏閑話』提唱時は、安心論、或いは坐禪と授戒との関係性に係る問題は顕在化しておらず、そのため西有がまだ論じていないという推定が可能であろう。

二一、『陸三布教問答』における持戒の強調

『陸三布教問答』とは「西有有安」名で執筆され、小冊子として流布した。「陸三」とあるが、陸中の江刺郡を中心とした三郡、現在の岩手県南部地域の寺院の窮状を脱する方法を、西有の立場から論じたものである。なお、当該の冊子に刊記などは無いが、明治一三年（一八八〇）に刊行された釈雲照『緇門正義』（森江左七）の発刊が間もない印象を持たせる言及などがあり、おそらくは明治一〇年代前半に成立したものであると思われる。

そして、本書では、先に挙げた陸中三郡で洞門寺院からの離檀が相次いでいる状況を食い止めるため、宗侶の持戒を主張した。無論、明治五年の通称「肉食妻帯令」などの影響で、宗派内でも

結婚する僧侶が増えている中で主張だったと思われるため、西有自身は「分受戒」などを用いながら、「不貪姪戒」以外の九戒を護持するように説いている。⁽¹⁴⁾

また、在家化導としての授戒会の価値も認めているのだが、本書では宗門に於ける仏戒の価値として「佛戒ハ禪門ノ一大事⁽¹⁵⁾」とある程度で、「禪戒」についての言及が無い。

つまり、「禪戒」という用語への関心がまだ、強くなかったことを意味しよう。

三、『佛祖正傳禪戒鈔講話』について

西有が提唱した『佛祖正傳禪戒鈔講話』(以下、『禪戒鈔講話』と略記)は明治三十六年(一九〇三)に岩上寛成の筆記・編集によって鴻盟社から刊行された。内容は江戸時代の学僧・万仞道坦の禪戒関係の著作『佛祖正傳禪戒鈔』(以下、『禪戒鈔』と略記)『(宝暦八年「二七五八」序)への提唱講話である。

ただし、『禪戒鈔講話』自体には、序・凡例・跋などがなく、実際の提唱時期は不明ではあるが、文中に「老僧もモウ十年生ると九十、また十年生ると百になる⁽¹⁷⁾」とあるため、八〇歳の明治三年(一九〇〇)に提唱されたと推定され、更に巻末には「何分暑い時⁽¹⁸⁾」ともされるため、同年の夏場だったのだろう。

また、西有は『禪戒鈔』への提唱を、本書収録の提唱以外にも度々実施されたと思われるため、本書はあくまでも西有が主張していた禪戒論の一端を知るのみという限界は心得ておく必要がある

る。

まず、本書の講本であるが、丘が行った改訂よりも前であり、江戸時代以来用いられてきた『禪戒鈔』である。よって、丘の改訂による『改訂禪戒鈔』に比して、三帰戒・懺悔の位置付けや、巻末部分の取り扱いについて、宗旨上の難が残置されている可能性がある。

丘によって示されたように、『禪戒鈔』改訂のきっかけが西有の意向を受けたものであったことは、拙論にて既に確認⁽²⁰⁾したが、本書では本文への批判的言及はほとんどない。本書は速記での記述が許可され、西有自身も発言に注意しなければならぬ⁽²¹⁾などと軽妙に語っている。そうになると、本文校訂はテキストの読解に際して混乱を招く可能性もあるため、この場では控えられた可能性を指摘しておきたい。また、限られた時間での提唱だった⁽²²⁾と思われ、後半は急がれて、本文の講釈も余談が控えられた。

ところで、西有より前に『禪戒鈔』を講釈した事例は、管見の限りは見当たらず、縦しんば存在していたとしても巷間に流布したわけではなからう。もちろん、著者である万仞自身は何度か禪戒について提唱する機会を得られたであろうし、後年は『禪戒鈔』を約めたような『佛祖正傳禪戒本義』(以下、『禪戒本義』と略記)『(安永三年「一七七四」序・跋)まで提唱され、開版された。それから、宗門内で宗乗として禪戒を参究されるに及んで、経豪『梵網経略抄』(延慶二年「一三〇九」著)の存在は大きなものがあつた。ただし、同書は『正法眼蔵抄』とともに豊後泉福

寺影室に秘蔵され、江戸時代中期以降にようやく宗派内に出回ったものの、一般的には入手困難であったはずである。しかし、入手に成功した万仞は『禅戒鈔』『禅戒本義』で『梵網経略抄』を豊富に引用されたため、読者は同書を通じた参究が容易になったことは想像に難くない。

なお、『禅戒鈔』自体が参究対象となり、そこから「禅戒論」が抽出された経緯は、今少し慎重に検討されても良いと思う。西有自身は以下のように指摘している。

吾宗ハ専ラ儀軌ニ依リ旁ラ禅戒鈔禅戒篇禅戒本義等研究シテ足レリトスベシ
『傳戒會裏閑話』⁽²³⁾

これは、戒師となる者が学ぶべき事柄として挙げられていることだが、儀軌を実践する傍らで、『禅戒鈔』などを学ぶべきだという。戒師が説戒を行うに及んで、宗義としての禅戒を示すため、その学びに必要な文献を提示したのである。ここから、西有は当時の授戒会を在家化導に必要な法会という価値を見出しつつも、戒師の資質やその学びなどに問題意識を持っていたことが分かる。つまり、先に宗義としての戒学参究を目的とした『禅戒鈔』への学びが存在していたわけであり、例えば、『修証義』における諸問題への対応としての「禅戒」への学びが前提だったわけではない。

そこで、『禅戒鈔講話』では、『禅戒鈔』本文の影響を受けて、禅戒を以下の二つの定義で示す。

①禅宗の戒としての禅戒

西有穆山の禅戒論

・今の禅戒は大乗の戒法であるが、大乘小乗の区分を付けて、大乘禅戒とでも云はうものなら、小乗との区劃が付いて、煩はしいから、禅宗では、單に禅戒と云ふて、禅宗の腹を以て持つことにしてあるのでございます。禅戒と云ふても、天台の圓頓戒杯と違ふ譯ではない、又此れを菩薩戒大乘戒杯と云ふのは、大機の者の持つ戒だからでございます。⁽²⁴⁾

・佛祖正傳禅戒鈔とあるから、佛々祖々の正傳した禅戒でございます。禅と云ふから、無論臨濟宗でも、之れを持つのでございませう。⁽²⁵⁾

これらの定義は、『傳戒會裏閑話』と同じである。いわゆる禅宗の伝灯、仏々祖々が正伝してきた仏戒・菩薩戒を禅戒と称しているが、中身は、天台宗の圓頓戒などと変わらないと明示している。

②禅と戒との関係性

・威音那畔の最大事と云は、威音は天地未開以前を云ふ、天地の未だ開けぬ先からの最大事と云ふも、同じく正法眼藏涅槃妙心のことを云ふのでございます、〈中略〉之れを禅と名つけ、之れを戒と名づくで、此の一大事因縁、正法眼藏涅槃妙心、威音那畔最大事之れを禅とも云へは、戒とも云ふ、平生思ふ戒とは違ひませう、全體禅と戒とは別物のやうに人が誤解して居るが、一體にして別物でない、禅を合點すれば、禅丈の戒を持たねばならぬ、戒を得れば、戒丈の禅を合點せねばならぬ。⁽²⁶⁾

『禪戒鈔』本文の「其の所傳の法を以て假に名て正法眼藏涅槃妙心と曰ひ、一大事因縁と曰ひ、威音那畔の最大事と曰ふ、即ち是れ之を禪と名け之を戒と號す、禪戒の稱由て設る所以なり」⁽²⁷⁾を受けたものだが、思想的には無分別の仏智慧自体を根拠としながら、禪と戒の分別を破するという理解を促している。

ただし、この場合、禪と戒とが無分別に捉えられるといっても、具体的な把握は極めて困難である。そのため、西有自身も、以下のような注意を喚起している。

禪だ戒だと名を定めて論ずれば、名の上では大變違ふ、能く禪には戒は要らぬ、戒を持てば禪は要らぬと云ふが、戒のない佛もなければ、禪定に居らぬ佛もない、

又禪と戒とは同じだと云つて、別なる道理を知らずに混合して了ふならば、反つて魔説になる⁽²⁸⁾、

まず、確認しておかねばならないことは、本書ではまだ「禪戒一致」などの言句は見られず、ただ先ほども挙げたように、「正法眼藏涅槃妙心」そのものを「禪戒」とするという境涯が示されたのである。つまり、具体的な実践面が詳細に説かれているわけでは無いといえる。ただし、右で引いた一節のように、禪と戒という語句を挙げたとしても、その両方が「禪戒」には関わっていると理解可能ではあり、本書としては、持戒も禪定も、共に必要とすることが、西有の主張であったと推定される。

四、『修証義』「四大原則」について

西有と『修証義』との関係について、従来、参照されたのは、批判的な文脈であった。

そこで開山には在家化導がないと云て大騒ぎする奴がある、それで『修証義』など、云ふものを拵えて騒ぐが、あれも百年も経たら、誰れが編輯したとも知らずして信ずる様になるかも知れぬ、開山を信ずることの薄い小利巧の奴のする仕事は困るぢや、
「道心玄談」⁽²⁹⁾

しかし、既に先行研究で、この文脈の理解については、『修証義』の全面的な否定や批判というより、その著者・編者が勘違いされることなどへの警鐘だと指摘する場合もある⁽³⁰⁾。

なお、『修証義』は「第三章 受戒入位」を置くことで、洞門で用いる授戒会との関わりも持ちつつ、在家化導の方向性を示した。そして、本論でも既に論じた通り、西有は受戒・持戒の重要性を提唱するため、『修証義』の教義とは矛盾しないはずなのである。

西有が『修証義』に関して言及したのは、先に挙げた「道心玄談」の一節のみでは無い。明治三八年（一九〇五）に刊行された『西有禪話』に四篇収録された「垂誨」の其一・其二では、『修証義』及び「四大原則（後の「四大綱領」）」、そして、「禪戒」に関する垂示が見られる。なお、同書「例言」によれば、「一、其垂誨は或は大學林或は高等學林、若くは戒會等に於ける禪師の垂示

をば、二三子及び余が拜記したるものなり」とあって、数回にわたって示されたものであった。また、垂示の年次は不明だが、『西有禪話』刊行からそれほど遡らない頃であるという（「例言」参照）。

・それから終に在家の化導と云ふことに就いて簡単に申して置くが、此在家化導に就いてはまづ本宗でも、修證義を以て標準とすると云ふことに爲つて居るが、此は故畔上管長の時分にそう決めたので此れは誠に結構である、御前方も能く心得て貰はなければならぬ、

・ソコデ今日の修證義は誠によい、

「垂誨其一」⁽³²⁾

西有は、明治時代の洞門が在家化導を定めた経緯を簡単に示しつつ、『修証義』に価値を見出しているのである。ただし、その扱いについては、注意が必要である。『修証義』は、その成立当初から、在家二衆へのテキストと見るべきか、それとも僧俗四衆に適用される安心として見るべきかで議論があった。現行『修証義』の原型である『洞上在家修証義』を実質的に編集した大内青巒（一八四五〜一九一八）は前者の立場として、『曹洞教会修証義聞解』（鴻盟社・明治二四年）を講義したが、一方で、現行『修証義』を主として編集した滝谷琢宗は、後者の立場から『曹洞教会修証義筌蹄』（明教社・明治二六年）を垂示した。

西有は、在家化導として『修証義』を標準にすることは認めつつも、扱いについては、以下の注意を促している。

あれは單に在家化導にのみ用ひると云ふてはならぬ、在家出

家共にそうでなければならぬ、（中略）今此修證義に就ても能く考へて貰ひたい、在家にのみ用ゆると云ふ考では困る、

「垂誨其一」⁽³³⁾

つまり、この段階では滝谷の主張も採り入れているように見える。しかし、在家化導の標準であることも認め、授戒の価値を提唱した。

我宗にはチャント安心法があるので、御開山は眞實の佛法を日本に弘めたいと云ふ即ち前にも云ふ通り、西來祖道我傳東と云ふ御見識で單に一方の宗旨達磨の座（座）禪を弘め様と云ふ譯ではない、よくそこを酌み取つて安心と云ふことを定めねばならぬ、サテその眞實の佛法を弘めたいと云ふは大鉢が戒

定慧の三學である、其中在家化導に應用して來たのが通途傳戒即ち菩薩戒を以て化導された、

「垂誨其一」⁽³⁴⁾

永平道元が北条時頼や波多野義重などに対し、菩薩戒や血脈授与をもつて化導していたことを例にしつつ、更に江戸時代に入り加賀大乘寺の月舟宗胡・出山道白などが、授戒会を広く行い、洞門内で一般化した事例を挙げている。

よつて、西有は出家者の坐禪は前提にしつつ、出家者の伝戒、在家者の受戒という禪と戒の組み合わせを認めていたことが分かる。

また、『修証義』に於ける教義は、「第二章 懺悔滅罪」「第三章 受戒入位」を含めた「四大原則」にて体系化されているが、西有は以下のように評価している。

大鉢我宗では受法あつて捨法はないが兎に角、授戒を受け様と思ふ時は決して其心は消滅しない、それが盡未來際消滅しないから、それが金剛不壞の種子となる、彼の懺悔滅罪と云ふより受戒入位発願利生行持報恩此四ヶ條にて本宗の安心も定まる、
〔垂誨其一〕⁽³⁶⁾

このように、「四大原則」を明示するけれども、西有による各項目の価値付けは独創的である。例えば、大内青巒は「四大原則」を本証と妙修に区分しつつ、「懺悔滅罪・受戒入位」で本証としての安心が定まるとし、「発願利生・行持報恩」で妙修としての起行に展開するとした。⁽³⁷⁾そして、『修証義』は元々、在家二衆を対象とした教義であると判断されている。ところが、西有は以下のように体系化した。

・中々受戒入位と云ふても、只南無三世諸佛と云ふてお拜や合掌ばかりで在家を化導しようと思ふといけない、先づ人々の受戒はドコに受戒して居るか能く人々参究して見なければならぬ、それが分れば初めて懺悔の様子、菩薩大戒の有難味も分り三聚淨戒の動かないことも分る、此れが分れば一念発起する此一念の間にも安心立命も出来る、
〔垂誨其一〕⁽³⁸⁾
・それから発願利生行持報恩と云ふこれは云はなくとも分るが此れは全體在家に預ける品物ではない、皆人々の負ふべき荷物である、〈中略〉只此行持と云ひ報恩と云ふことを在家の仕事と思ふて軽々に思ふてはいけない、何んでもこれから能く世の中のことを考へて、どう云ふ布教をしてどう云ふ處で

此佛法を維持して行くか、追々人智が進んで来ると今迄の様
ではいくまい、
〔垂誨其一〕⁽³⁹⁾

以上のように、「四大原則」の各々が四衆に適用されるようにも見え、「受戒入位」のところで、人々の受戒はどこに受戒して居るか、と西有が問う通り、これは四衆に共通している。一方で、「発願利生・行持報恩」は、全体在家に預ける品物ではないとし、また、西有はその実践例として、百丈懷海の「一日不作、一日不食」話などを典拠にしている様子からは、僧尼二衆を主たる対象とし、目の前にいる聴衆（若い僧侶が多数か）に対して日々の布教を促したのである。

管見の限り、この見解は、他に参照された様子は見出してないけれども、在家化導としての受戒の位置付けが際立つことも理解出来るよう。なお、有安老人の名前で口述された『安心訣』（鴻盟社・明治二十六年）は、別名『帰依三宝訣』ともされるように、三帰依を中心に衆生の安心を定めるもので、「受戒入位」を説く『修証義』及び「四大原則」とは矛盾しないはずである。

また、『修証義』及び「四大原則」に因む提唱には、いわゆる安心論に直結する「禪戒一致」を提示しておらず、明治三〇年代後半に宗派内に広まった問題について、西有が明確に先行的見解を発してはいないと判断できよう。

五、「禪戒一致」について

改めて、『西有禪話』に於ける「禪戒」論を見ておきたい。「垂

誨第二」に於いては「禪戒」論が主として論じられている。

一昧、持戒禪定等學であるから、持戒と禪定とは決して離れて居るものではない、持戒の當躰が即ち禪定の姿、禪定の姿は持戒の當躰であるのぢや、しかるに近頃は禪戒のことに眼を着けるものもなく、且つこれを研究するものもないやうであるが、そもそもこれは信心の力が薄弱であるからのことだらうよ。

「垂誨其二」⁽⁴⁰⁾

以上の通り、持戒・禪定の等學において、実質的な「禪戒一致」を説いているようにも見えるが、以下、西有がこの垂誨で述べる「禪戒」は、明治期の『修証義』及びその解釈上に現れた安心論とは対応していないのである。そのため、「垂誨其二」の「禪戒」は、戒源や戒体といった、伝統的問題に終始している。

今回は少し禪戒のことに就て談話を試みようと思ふが、まづ第一に戒法の本源のことについて話さうが、其の戒法の本源は何であるかと云ふに、御開山の仰せにも儀式に信成就があらはるゝのが本源ぢやとの意味がある、されば別に戒躰戒相のことを仔細に論ぜずとも佛祖正傳の大戒は眞實にありがたいものぢやと云ふ信仰の一念が崩した時が、即ち戒躰の本源となるので、戒には始めといふ始めがない、「垂誨其二」⁽⁴¹⁾ 如上の通り、西有は戒源に「信成就」を持ち込んでいるが、これは、『傳戒會裏閑話』の「戒源」項との関連性を見ていくべき

で、「釈迦伏言若一切衆生趣入三宝海以信為本」⁽⁴²⁾「聖之言不虛唯信為戒源トコレ信ヲ以テ受ケ誓ヲ以テ持ツ」とあつて、信をもつて

受けるとしている。そして、この文脈は指月慧印（一六八九〜一七六四）による『禪戒篇』「戒源」項にまで遡るのである。⁽⁴³⁾

繰り返しになるが、これらの垂誨が提唱されたのは、明治三五年（一九〇五）より遡つても数年である。以前、検討した限り、⁽⁴⁴⁾ 明治三〇年代後半には『修証義』に因む安心問題が惹起し、更に、四〇年代に入ると西有の門人であつた秋野孝道を中心に「禪戒一致（後に「禪戒一如」）が提唱（用語としては、丘宗潭もほぼ同時期に使用）され、安心論への積極的対応が図られるようになった。西有が『禪戒鈔講話』及び『西有禪話』で「禪戒」を説いた時期は、秋野によつて提唱された時期に先行するが、いわゆる安心論に因む「禪戒一致」までは距離を有する。

安心論という観点では、在家者は受戒入位で良いと西有自身は認めており、そこから「禪戒一致」自体は見出せず、秋野や丘の世代で示されたこととは内容が相違する。ただし、西有自身は当時、「禪戒」自体が宗内での研究が不足していることを歎き、自身は『禪戒鈔』などを講義しつつ、その用語の内容を掘り下げ、江戸時代から続く伝統的解釈と結び付けている。

これらの活動がなければ、次世代の展開は見るべくもなかつたはずであり、近代曹洞宗における「禪戒」参究の濫觴は西有に求められるべきと思慮する。

六、結論——西有穆山の禪戒論

本論では、近代曹洞宗を代表する師家であつた西有穆山によつ

て示された「禪戒」論を中心に検討した。改めて経緯を概観すると、既に検討した通り、西有は明治五年の「太政官布告」第一三三号、通称「肉食妻帯令」に対して強く反発し、僧侶の持戒を説いた。今回紹介した『陸三布教問答』の通り、明治一〇年代に入り、宗派内への啓発が開始されるなどし、西有にとって、「禪戒」参究は自身の問題意識にとって、一大事であった。

その参究の結果だが、翻刻資料として附録した『傳戒會裏閑話』を挙げることが可能である。『傳戒會裏閑話』について、今回は「禪戒」に因む箇所のみ採り上げたが、「授戒会作法」や「戒体論」も含む、西有にとってマイルストーンというべき著作になったことは間違いない。

そして、その後の『禪戒鈔講話』や『西有禪話』といった提唱・講義に展開されていく段階では、「禪戒」の用語が強く意識されていた。その際の「禪戒」論の特徴は、以下の三つを挙げる事が可能である。

- ① 禅宗の戒であり、天台宗・浄土宗などと共通する菩薩戒とした。
- ② 持戒・禅定の等学を示し、後の「禪戒一致」に繋がった。
- ③ 禅戒の授受が成立する根拠、いわゆる戒源には信成就を置いた。

これらは、近世曹洞宗で構築されていた禅戒論を引き継ぐものであるが、それに止まらず、②によって、教義としての「禪戒一致」構築に繋がったと考えられ、西有を「禪戒」研究の先駆者と

して位置付けることが可能である。

また、今回は教義としての「禪戒一致」の淵源を探るため、西有による『修証義』の提唱も確認した。従来、西有は『修証義』に対して批判的だったという見解が多く用いられたが、自著の『安心訣』では三帰依をもって衆生の安心を説くため、大枠として『修証義』の方向性とは矛盾しない。また、既に見たように、受戒・持戒を主張していた西有にとって、「受戒入位」という教義は、むしろ展開されるべきこととして認識されていたはずで、一部ではあるが、西有自身の見解は本論で確認した。

今後、機会を得て『傳戒會裏閑話』の詳細なる分析を行い、また、西有自身の『修証義』観の検討は継続課題としたい。

註

- (1) 菅原二〇二一 a
- (2) 『西有穆山という生き方』二六五頁
- (3) 当該写本の詳細な解題は、菅原二〇二二で論じたため、参照されたい。
- (4) 『金剛集録』一丁表
- (5) 『金剛集録』一丁裏
- (6) 卍山道白「対客閑話」(『曹全』「禪戒」七頁上下段、指月慧印『禪戒訣』(『曹全』「語録」二九〇八頁下段)を参照した。
- (7) 『金剛集録』一丁裏
- (8) 『金剛集録』二丁裏
- (9) 『曹全』「禪戒」四一六頁上段

- (10) 菅原二〇二二 b
 (11) 『仏祖正伝大戒訣』卷上、「曹全」「禪戒」八八頁上段
 (12) 『金剛集録』三丁表
 (13) 菅原二〇二二 b
 (14) 『陸三布教問答』一二～一三頁参照
 (15) 『陸三布教問答』一〇～一一頁参照
 (16) 『陸三布教問答』一一頁
 (17) 『禪戒鈔講話』五二頁
 (18) 『禪戒鈔講話』二七七頁
 (19) 菅原二〇二二 a
 (20) 丘宗潭の提唱中の述懐に基づく。菅原二〇二二 a 参照。
 (21) 『禪戒鈔講話』二四頁
 (22) 『禪戒鈔講話』二二三頁
 (23) 『金剛集録』一一丁裏
 (24) 『禪戒鈔講話』二頁
 (25) 『禪戒鈔講話』四頁
 (26) 『禪戒鈔講話』八頁
 (27) 『禪戒鈔』一丁表裏、訓読は原典の訓点に従う
 (28) 『禪戒鈔講話』一〇頁
 (29) 『道心玄談』、『正法眼藏啓迪』卷下・八九九頁
 (30) 「石原二〇一八」の註記(13)を参照。
 (31) 『垂誨其一』、『西有禪話』二四頁
 (32) 『垂誨其二』、『西有禪話』二五頁
 (33) 『垂誨其一』、『西有禪話』二四頁
 (34) 『垂誨其二』、『西有禪話』二四～二五頁
 (35) 北条時頼への菩薩戒授与は、道元の最古の史伝に相当する『三祖行業記』で「東關西明寺召請して、菩薩戒を受く」(『曹全』「史伝

(上)「四頁上段、原漢文」とあり、波多野義重に関しては江戸時代に入り登場した『血脉度霊』話(寛文一三年(一六七三)以前成立)『永平道元和尚行録』、『曹全』「史伝(下)」一六九～一七〇頁)などが知られる。西有が、どの文献を参照したかは知られないが、面山編・大賢等図会『訂補建旆記図会』などを用いたものか。

- (36) 『垂誨其一』、『西有禪話』二五頁
 (37) 『修証義聞解』一三頁参照
 (38) 『垂誨其一』、『西有禪話』二七頁
 (39) 『垂誨其一』、『西有禪話』二七～二八頁
 (40) 『垂誨其二』、『西有禪話』二〇頁
 (41) 『垂誨其二』、『西有禪話』二九頁
 (42) 『傳戒會裏閑話』一〇丁裏
 (43) 『曹全』『禪戒』二三八頁上段
 (44) 菅原二〇二二 b
 (45) 菅原二〇一九

参考文献

《一次資料》

- ・西有有安『陸三布教問答』刊記無し
- ・万俣道坦『佛祖正傳禪戒鈔』柳枝軒・宝暦八年自序
- ・大内青巒『曹洞教会修証義聞解』鴻盟社・明治二四年
- ・童龍書写『金剛集録』明治三〇年書写
- ・西有穆山提唱・岩上覺成編『佛祖正傳禪戒鈔講話』鴻盟社・明治三六年
- ・西有穆山提唱・横井見明編『西有禪話』鴻盟社・明治三八年
- ・西有穆山提唱・榎林皓堂編『正法眼藏啓迪』上下巻、代々木書院・昭和

一八年（第四版）

《二次資料》

- ・石原成明「四大綱領の形成とその扱われかたについて」、『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第一九回・二〇一八年八月、石原二〇一八
- ・伊藤勝司編著『西有穆山という生き方』大法輪閣・二〇一九年一月
- ・菅原研州「有安道人『弾僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について——付録『対客一話』翻刻資料——、『愛知学院大学教養部紀要』第六六巻第二・三合併号・二〇一九年三月、菅原二〇一九
- ・菅原研州「丘宗潭の思想研究——附録・丘宗潭『眼蔵提唱』翻刻資料——、『愛知学院大学教養部紀要』第六八巻一・二・三合併号、菅原二〇二二 a
- ・菅原研州「禪戒一如」と「禪戒双修」——附録『三國傳來戒壇記』（仮題）仏戒相承論』翻刻資料——、『愛知学院大学禅研究所紀要』第四九号・二〇二二年三月、菅原二〇二二 b
- ・菅原研州「乙堂喚丑に係る『戒壇指南』の研究——附録『戒壇指南』翻刻資料——、『愛知学院大学教養部紀要』第六九巻第一・二合併号、二〇二二年一月、菅原二〇二二

附録・有安老人（西有穆山）述『傳戒會裏閑話』翻刻資料

※凡例

- ・当資料は、筆者所持の童龍書写『金剛集録』所収の有安老人（西有穆山）述『傳戒會裏閑話』を翻刻したものである。解題は本論を参照されたい。
- ・丁数は有安老人述『傳戒會裏閑話』該当分として記載。【】内の数字・カナで丁数と表裏を略記した。
- ・翻刻時の行数・字数などは原典に従った。
- ・漢字の字体は概ね原典に従ったが、仮名は変体仮名を含めて現在通用の字体に改めた。
- ・踊り字は原文の通りに反映させた。
- ・誤字等を指摘したもの以外の頭註は本文後段に移動して掲載した。
- ・割註は（へ）を付して表記した。
- ・書写者が筆者によって確認された誤字等は翻刻文の下部に指摘した。
- ・人権問題に係る表現が見られるが、資料の再現を企図してそのまま翻刻した。閲覧・参照の際には、ご注意いただきたい。

【一才】

- 傳戒會裏閑話（明治廿七年記）有安老人述
- △吾宗ノ戒法ハ菩薩ノ大戒ナリ天台ノ圓頓戒ト
- 同シ依テ法花 梵網 瓔珞本業経等ニ依ル
- 法華経（安樂行品云ク）又不親近_下求_下聲聞_下比丘比

丘尼優婆塞優婆夷亦不問訊若於三摩

中若ハ徑行ノ處ニ若ハ在モ講堂ノ中ニ不共ニ住止セ

或時ニ來リ者隨テ宜ニ說法ノ無レト所ヲ怖求ルコレ天

台圓頓戒ノ起ル所以ナリ梵網經云ク常ニ生テ大乘ノ善信

自知ニ我ハ是レ未成ノ之佛諸佛ハ是レ已成之佛ト發テ菩提

心ヲ念々不レ去レ心ヲ若シ起ハ一念ニ乘外道ノ心ヲ者犯レ輕垢

【一ウ】

罪一高祖云（大論又止觀第一）佛祖曰雖（一）發（二）白癩野干ノ之心（三）莫レト作（四）二乘

自調之行（一）其ノ二乘トハ者如今流（二）布于世（三）四分律宗俱舍

宗等ノ宗是也ト然レハ則チ吾宗ハ菩薩ノ大戒ヲ正傳

シテ比丘戒ヲ受ルニ及ハサル也、今十六條ノ戒ヲ授ルノ法ハ專

ラ瓔珞本業經ニ依ルナリ知ラズンハアルベカラズ

△吾宗ニ禪戒ト称スルハ即菩薩大乘戒ナリ天台ニ圓頓戒ト

云浄土宗モ亦尔リ智度論感應傳等ニ禪戒ト云

コトアレ比名同ノ義異ナリト本光和尚ノ試參請ニ見

ヘタリ梵網經ニハ佛戒ト云フ又曰是諸伏之本源行（一）菩

薩道（二）之根本是レ大衆諸佛子之根本ナリト是レ佛ノ上カラ

【2オ】

云フトキハ七衆トモニ佛戒ナルベシ面山和尚云ク梵網瓔珞不

通小乘ト云コト佛祖正傳ノ大戒ハ元來コノ義ニテ達磨一

派ノ出家在家ノ菩薩ハ大乘ノ七衆ナリト決定スベシト

達磨大師一心戒文ニ云ク受（一）者傳傳（二）トハ者是レ覺即チ悟（三）

佛心（四）名（五）真ノ受戒トコノ一心戒ハ出于天台血脉譜ニ吾宗

※稀

二傳ヲ失スルモノハ嗣法面授ト共ニ正傳シテ口授ノ故カ且ツ百

丈清規唐ト共ニ区ヒテ傳ハラサルユヘカ傳教大師最澄（大戒訣云）

入唐於唐（一）興縣ニ逢天台山禪林寺ノ沙門脩然（二）得（三）一

達（四）一（五）派（六）ノ法（七）事（八）見（九）ヘタリ血脉譜及元亨釋書卷一ニ

天長承和中光定撰（一）ス一心戒文（二）ヲ載（三）ルヤ達（四）傳（五）戒（六）之（七）由（八）

【2ウ】

也是レ最澄（一）ノ之稟（二）聞（三）スル行表脩然（四）者不（五）レ可疑而亦傳燈（六）ノ之所ナリ

不載也我（一）弘（二）仁（三）及（四）天長（五）承（六）和（七）先（八）ヲ（九）于景德（一〇）凡（一一）ソ（一二）百（一三）五十許（一四）ノ年

而最澄光定之所述（一）スル如（二）是則傳燈（三）ノ之遺漏也弥明（四）ナリト

矣（大戒訣）禪戒ト云フトハ初祖西來ノ後禪宗ト称スルヨリ起ル

ナルベシ佛祖正傳菩薩大戒ナルカユヘニ略シテ称スルト虽臣

佛戒トカササ戒トカ大戒トカ称シテ然ルベキナリ梵網經

云金剛宝戒（一）是レ一切佛ノ本原一切菩薩ノ本原佛性種子（二）

又云有（三）リ当（四）々常（五）住（六）法（七）身（八）如（九）キハ是十波羅提木（一〇）又（一一）出（一二）於世界（一三）是（一四）

法戒（一）是レ三世一切衆生頂戴受持（二）スベシ乃至本源自性清淨（三）

又曰聽（四）我誦（五）佛戒（六）ヲ甘露ノ門即開（七）又云不（八）レ取（九）正戒相（一〇）又

【3オ】

無（一）邪念心（二）是（三）名（四）清淨戒（五）コレ金剛寶戒ハ伏性常住ナリ種

子ナリ本原ナリ法身法戒ナリ自性清淨戒ナリ甘露門即

開トハ甘露ハ實相ナリ實相ハ無相ナリ故ニ六祖ハ無相心地

戒ト説レタリ達祖ノ戒文ニモ傳（一）トハ者是レ覺悟（二）佛心（三）名（四）真

受戒（五）コレ自ラ禪戒ノ称起ル所以ナルベシ
△吾宗受戒ノ作法ニ引請師ト云無用ノモノナリ面山和尚（大戒訣）或問ニモ菩

※稀

薩戒ハ教家トテモ或ハ一布或ハ二師ナリ梵網地持瓔珞等ノ作法ルリト梵網經ニ云若佛子教化ノ人一起ニ信心ヲ時ニ菩薩與ニ他人ノ作ハ教誡ノ法師ト者見ハ故ニ受戒ト人ト應ニ教テ請ニ二師ト和尚ト阿闍梨トト然ルニ今引請師ト云モノヲ

【3ウ】

立ルト牟氏引請ノ文ナシ教家ニテ引請ヲ立ルノ作法ニハ引請ノ文アリ此引請ノ撰テ印証トシテ用ル人アリ杜撰ナルベシ然ルニ教授戒文ニ我今引請スト云語アリ是即チ戒弟ヲ引テ戒ヲ戒師ニ請スルト云意ニテ引請ノ二字ヲ借ニ用イ且ツ引請ノ職ノ一分ヲ勤ルノ意歟

△吾宗ノ授戒ニハ羯摩ナシ壇上ニ羯磨阿闍梨文殊ト称シ設ルモノハタトヒ自誓受ニテモ諸佛諸ササヲ請スルハ作法ナリ羯摩作法ニ依テ得戒スルヲ羯摩得ト云三宝ニ歸依シ三帰戒ニ依テ得ト云吾宗授戒ハ三歸得ナリ支

鈔曰受ハ通シ五種ニ戒ハ分ツ四位一五八十具二五種者善来三語破

【4オ】

結ハ敬羯磨ナリ委クハ師ニ就テ聞クベシ
△今日受戒儀軌ハ正ク傳戒ノ作法ナリ然レハ則チ出家在家ヲ問ハズ戒牒ヲ撰ラハサルヲ得ズ今日授戒ノ弊實ニ嘆息ニ堪ヘザルナリ故ニ面山下ニハ小儀軌アレト之ヲ行フコトヲ聞カズ責テ七日ノ加行バカリモ嚴重ニ勤ムベシ戒法ヲ知ラズ戒行ナク戒師ト成テ戒法ヲ説カズ恐レシ耻チズ何ノ為ナルヤ實ニ末法ト謂フヘキナリ

△大乘戒ヲ別解脱戒ト云為霖云別解脱トハ謂ツ持スレハ一戒ヲ得ルト一解脱ト云人云其ノ過非ヲ別々ニ解脱スル故ニ云ニ別解脱ト本光試參請云古ニ云淨影義章第十冊三十四左三種律儀第一別解脱律儀中

【4ウ】

別解脱トハ者戒是正ク須ニ解脱之本ニ故ニ名ヲ解脱ト又復免ニ絶スレハ業羈ヲ亦名ニ解脱ト下与ニ定道ニ種心ニ俱トテ故ニ称ノ為レ別ト不共ヲ為レ別ト此釈ニ依ルトキハ大乘戒ヲハ別別解脱戒ト称スベキカ上ノ別ハ戒ノ別々解脱スルノ別ニ下ノ別ハ定道ニ種ニ不共ナルノ別アリ

△懺悔ノ法乙堂和尚ノ口訣ニハ教授師ニ内イ三拜了テ胡跪合掌ス死始以来ノ業障悉ク至誠ニ懺悔シ了テ退

又云受者合掌ノ内時先此方ヨリ大罪ノ有無ヲ尋ヌベシ大罪死キ時ハ死シト書シ小罪ハ品ニ依テ記スベシ懺悔了テハ教授師懺悔帳ヲ戒師照覽ニ備フ戒師子細ニ点檢

【5オ】

シ了テ大罪無キ時ハ帳ヲ封シ印ヲ押シ教授師ニ返ス然シテ教授師戒子ノ圓串中ニ出テ各々懺悔相違ナキ由ヲ告ケ其上云今今晚捨身當山ノ規矩ニアラザレハ勸ムルニ非ス大望有ル人ハ強テ制止スルニモ非ス云々梵網經云是ノササノ十波羅提木又應ニ當テ於レ中不レ應ニ一々犯スル如ニ微塵ノ何況シヤ具足犯ニ十戒ヲ若シ有レシ犯スル者ハ不レ得ニ現身ニ發スルヲ苦提心又云若シ欲レ受シメント戒時師應ニ問言汝現身ニ不レヤ作ニ七逆罪ヲ否ヤト菩薩

法師不得与^レ七逆ノ人ノ現身ニ受^シムルヲ戒ヲコレ大罪ハ戒師ヨリ有無ヲ問ヒ若シ大罪アレハ戒ヲ与^セズ故ニ小罪ノミ懺悔ヲ通スル也、シカルニ当時ノ人障罪ト覺ヘ又造罪ト云モノ有リ杜撰ノ甚シキ

【5ウ】

ナリ如是ノ人戒師ト成ルハ實ニ一旨衆旨ヲ引クモノナリ梵網^ニ經云ク菩薩不^レ解^セ一句一偈及戒律ノ因縁ヲ詐^テ言ハ^ハ伽^ハ解^リ者即為^シ自欺証^シ亦欺^シ証^ス他人^ノヲ一^ニ不^レ解^セ一切ノ法^ヲ不^レ知^ラ而^モ為^ス他人^ノ作^レ師^ト授^レ戒^ヲ者犯^ス輕垢罪^ニ嗟乎何^ソ不^レレ^ルヤ恐故今ハ言ニ小罪無量ト云スラ古法ニ非ルナリ故ニ乙堂和尙云ク小罪ハ品ニ依テ記スヘシ本光試參請引^ニ南海傳^ニ正懺悔^ニ二字ノ之誤^ヲ又傳云諸ノ除罪ノ時應^レ云^ニ至心說罪^ト乃^至說^テ已^カカ^カ之^非冀^フ會^ムル^ヲ清澄^ナラ自須^ク各依^ル局分^ニ則罪滅^可レ^期若^シ總相^ニ談^ルハ^ハ愆^非律^ノ所^ニ許^ト今小罪無量ト云ハ總相ナリ然ルヲ況ンヤ今

【6オ】

時ノ受戒ニ手札ヲ與ヘテ戒弟ニ懺悔ノ一言ヲモ發セザラシムルモノハ何ノ謂ソヤ是等ノ人ハ梵網云フ但^ク鮮^ソ法師ノ語^ヲ尽^ク受^テ得^テ戒^ト云コトヲモ辨ヘザルベシ戒弟ノ致語ハ各自ニ言フヲ以テ長語ナシ先哲行イ來ル作法今人漫リニ改易スベカラス天台妙樂大師授菩薩戒儀要解云ク凡^ソ羯磨法須^ク準^テ佛言^ニ不^レ可^ニ妄^ニ自^ニ加^ス減^ス夫懺悔法ニ佛誨^ニ五悔^ヲ一^ニ懺悔^ヘ大分^ニ支^理二^ニ勸請^ニ三^ニ隨喜^四四^ニ回向^五五^ニ發願^又三^ニ懺^トハ者作法懺取相懺觀無生懺也」菩薩瓔珞本業經

卷下(大衆受學品)云菩薩十重^ニ有^ニ八万四千ノ威儀戒^ト十重有^レ犯無^レ悔得^レ使^ニ重^テ受戒^ト八万四千ノ威儀戒^ハ尽^ク名^レ輕^ト

【6ウ】

有^レハ犯得^レ使^ニ悔^モ過^モ對^シ首^ノ悔滅^ス梵網^ニ云若無^ニ好相^ノ名^レ懺^ト無^レ益^ニ是人現身^ニ亦不^レ得^レ戒^而得^テ增^ススナラ受^テ戒^ヲ若犯^ハ四十八輕戒^ヲ者對^シ首^ノ懺悔^ノ罪便得^レ滅^ト不^レ同^ニ七遮^ニハ觀^ニ普賢菩薩行法^ニ淫^ニ云佛告^ニ阿難^ニ佛滅度^ノ後佛^ノ諸^ノ弟子若有^レ懺^悔スル^ノ惡^不善業^ヲ但當^ニ誦^讀大乘^ノ經典^ヲ此^ノ方等經^ハ是^レ諸^ノ伏^ノ眼^諸伏^ノ因^是得^レ具^テ五^ノ眼^ヲ伏^ノ三種^ノ身^ハ從^ニ方等^ノ主^ス是^レ大法^ノ印^印涅^槃海^ニ如^レ此^ノ海中^ニ生^ス三種^ノ伏^清淨^身此^ノ三種^ノ身^ハ人^ノ天^ノ福^田應^供中^ノ最^ナリ其^ノ有^レ誦^誦大^乘ノ方等^ノ經典^ニ當^ニ知^ル此^ノ人^具功^徳諸^ノ惡^永滅^ク從^ニ伏^惠生^ス、面^山和^尙訣^文云

【7オ】

此^ノ懺^悔ノ法^ハ通^テ乎^乎受^戒ノ前^ト與^レ後^ト而^有其^儀大^論云^ク唯^伏一^人持^淨戒^ヲ由^レ之^觀之^ヲ諸^位ノ菩薩^衆不^レ能^レ無^レ細^麁區^別ノ之^犯是^レ懺^悔ノ之^所以^示法^ヲ也^本光^云等^並賢^{菩薩}ノ如^覺ノ大^士猶^行五^悔況^シ初^心者^ニ不^シヤ^悔過^乎△捨^身ハ受^戒ニ屬^シタル法^ニアラス何^ソツノ頃^{ヨリ}始^{ルト}云コトヲ知^{ラス}乙^堂和^尙云^ク捨^身ハ當^山ノ法^ニアラザレハ勸^{ムル}ニ非^ズ望^ム人^ハ制^止セズト然^レ任^信心^ヲ堅^固ナラシムル善^法ナレハ如^法ニ行^フニ如^クナシ梵^網聖^貪財^惜法^戒曰^ク應^ニ如^法ニ為^ニ說^ニ一切^ノ苦^行若^燒身^燒臂^燒指^若不^燒身

※讀

臂指_ニ供_中養諸伏_上非_ニ出家ノ菩薩_ニ乃至餓_{ハタル}虎狼獅子

【7ウ】

一切餓鬼_ニ悉ク應_下捨_ニ身肉手足_ニ而供_{養之上}金光明淨薩
埵王子為_レ虎飼_レ身法花藥王菩薩本事品曰_ハ一切衆生_ハ藥_上菩薩本支

喜見菩薩飲_ニ瞻葡諸花ノ香油_ヲ滿_ニ二百歲_ニ已_テ香

油_ヲ塗_レ身_ニ於_ニ日月淨明_ノ前_ニ以_ニ天ノ宝衣_ヲ而自纏_レ身_ニ灌_ニ諸

香油_ヲ以_ニ神通力願_ニ而自燃_レ身_ニ要鮮云神力ノ所化不_レ過_ニ

外財_ニ財_ニ不_レ及_レ法_ニ故_ニ復燃_レ身_ヲ作法供養_ヲ滿_ニハ千二百歲_ニ

表_下以_ニ妙德妙行_ヲ淨_中治_{スルヲ}根_六塵_六也香油外_ニ塗_レ表_ニ内外俱_ニ

淨_ヲ也宝衣纏_レ身_ニ灌_ニ諸香油_ヲ以_ニ神力_ヲ燃_レ身_ノ光明

遍照等_ハ表_下被_テ忍辱衣_ヲ資_ケ妙行_ノ力_ヲ以_ニ智慧_ノ火_ヲ

爍_ニ滅幻縁_ノ顯_ニ發_ノ真光_ヲ照_中明_{スルヲ}法界_上此_レ皆顯_ニ示_ス法

【8オ】

力行境_ニ所以_ニ諸伏讚_ノ言_ニ是真精進是名真法供養如來也

彼_ノ華香繒幡_ノ之勝_ハ外物_ノ耳國城妻子_ノ之重_ハ特_ニ愛縁_ノミ耳

非_レ法供養_ニ故皆不_レ及_レ夫_レ為_レ法_ノ不_レ顧_レ其身_ヲ非_レ特_ク仗_氏也

至人得_レ道_ヲ皆餓_ク外_ニ形骸_ヲ忘_レ死生_ヲ或喪_レ之_者遺_土式喜_ハ

之如_レ決_レ疣_ヲ若_下楊雄_ノ不_レ羨_ニ久生_ヲ孔聖甘_ニ於_ニ夕死_ヲ以_ニ達_レ本_ニ

知_レ常_ヲ特_ク有_ニ不_レレ亡_者存_{スルヲ}而_レ斬_レ脱_ニ乎塵垢_ヲ思累_ヲ故也 ※特の誤記

而大聖又餓_ク固_{スルニ}之_ヲ以_ニ悲願_ヲ濟_{フニ}之_ヲ以_ニ神力_ヲ故_ニ燒_レ身_ヲ然

臂_ヲ曾_テ無_ニ憂吝_ニ也世俗_式駭_ク其所_為在_ニ至人_ニ觀_レ之_{與_ニ}

遺_土決_疣一_ツノ_ミ而已_亦以_下妙覺圓照_ヲ離_ニ於_ニ身見_ヲ得_上蘊

空_ヲ故_ニ及_レ餓_ク如是若_シ識見未_レ亡_諸纏_{違礙}不_レ達_ニ法

【8ウ】

行_ニ空_シ慕_ハ其_ノ迹_ヲ是_レ徒_ラニ增_ニ業_ノ苦_ヲ為_ニ妄作_ノ之_凶矣十住斷
結淫_ニ云過去_ニ有_レ女名_ニ提謂_ノ孤寡多難_ハ式_ハ告_レ之_曰今

身_ノ之_厄由_レ前世_ノ之_罪欲_レ滅_ニ前罪_ヲ莫_レ若_レ捨_レ身_ヲ有_レ道_人

辨才_ノ曰_レ失_身罪業隨_ニ逐_ニ精神_ニ不_レ與_身合_{徒_ニ}自_燒身_ヲ

何_ノ於_レ苦惱_ニ欲_レ求_{トシ}善報_ヲ故_ニ律_ニ制_ス燒_レ身_{燃_{スルヲ}}指_ヲ悉_ク皆

得_レ罪_ヲ而_大乘_ニ式_ハ聽_許スル_ハ者_{以_テ}大_乘之_人ハ法_ヲ行_{備_{ルヲ}}故_ニ

非_レ妄作_ニ故_ニ又要鮮云伏_設火_化之_法在_レ寸_ハ已_ニ則顯_ス三_{※説の誤記}

味_之力_ヲ播_ス薰_練ノ_之功_ヲ故_ニ化_レ火_ヲ自_{焚_ク}舍利_{進_{透_ハ}}

在_レ寸_ハ人_ニ則掩_レ身_{腐_ノ}之_穢免_レ螻蟻_之食_ヲ便_{其_ノ}魄_ニ不_レ滯

其_ノ神_ヲ清_升而_此方_ニ以_下臥_ニ於_{荒郊}埋_中腐

【9オ】

骸_ヲ於_レ朽壤_ニ為_レ是_且以_ニ火_化ヲ_{為_レ}不_レ思_{方_ニ}其_ノ穴_シ地_ニ負_テ土_ヲ ※臭の誤記か

全_レ體_ヲ而_坑スル_ニ之_為レ_レ可_レ忍_ア耶_ニ皆_出於_{不_レ}得_已耳_達者

觀_レ之_一等_ニ飯_ヲ盡_ニ則臥_レ於_{埋_腐}不_レ若_火化_ノ之_念シ_{ルニ}矣自

レ_道觀_レ之_{沈_テ}之_可也衣_薪而_{棄_ニ}諸_溝中_ニ衰_文ニ_而納_諸

石_{擲_ニ}無_シ不_可者_ノ奚_{足_レ}為_ニ焚_瘞ノ_之競_ニソ_レ捨_身ハ

人_ノ望_ミニ_任シ_テ可_{ナリ}強_テ勸_ムベ_カラズ今_頭香_ヲ癩_シテ_線

香_トスル_モノ_ハ唯_其作法_ヲ存_{スル}ノ_ミ論_{スル}ニ_足ラス余_今煩_シテ_長

文_ヲ引_クハ_妄心_ノ信_者手_燈ヲ_燃シ_式ハ_適ク_火定_{ナト}云_フ

コト_之アリ_真実_道ヲ_証セ_{ザレ}バ_皆妄_作ナル_{コト}ヲ_シラ_{シム}

又_火葬_ヲ厭_フノ_慣習_者アリ_此等_ノ人_ヲ誠_{メン}為_ニ古

【9ウ】

人ノ誤ヲ舉ルコト爾リ

△受戒ノ儀式夜中ニ行フコトヲ難スルモノアリ是レ論スルニ足ラ
スト雖比古モ亦之レ有ルヲ以テ茲ニ舉ク雲棲株宏菩

薩戒問辨云問映_レ燈影_ニ而授_レ戒見_レ日光_ヲ而撒_ラッス

壇_ヲ密示暗傳夜_ル聚_リ曉散_レ便_ニ人_ヲ増_カ惑_ヒ耶_】答

朝_ニスル_ニ至_尊以_テシ_テ五_鼓祀_ト宣_聖以_テ清_宵未_タ聞_カ其_増一_ヲ

レ惑_孟氏_ノ謂_ク夜_氣清_明登_師ノ云_ク白_日喧_雜ト願_ハ

合_セテ而_觀レ_之トコレ夜_氣清_明ノトキニア_ラサレ_ハ戒_弟ノ精

神_ヲノ静_カラナシムルコトヲ得_ス又_白日_喧雜_ノトキハ無_用

ノ參詣不信ノ閑人ヲ防クコトヲ得_ズ故_ニ諸_宗トモニ大

【100オ】

事_ノ恣_或ハ皆_映レ_燈影_ニコレ_ヲ行_フ怪_ムニ足_ラズ

△戒源 吾宗ノ傳戒ニ戒體ヲ論セズ得度略作法

奥書ニ云、如來世尊唯說_ク戒_之得_否ヲ不_レ論_體之_有無_一

師資相授即得_戒スルノミト而已_面山_師式_云天台_ノ戒_疏ニ云_ク淨_論

五_ニ說_テ淨_論スト有_無コレ_ナレ_ハ淨_論ニ一定_ノ說_ハ無_キト見_ヘ

タリユヘニ天台又云_ク式_カ言_ク教_ヲ為_レ戒_體ト式_云真_諦ヲ為_レ戒

體_ト式_カ云_願ヲ為_レ戒_體ト云_云コレ_ユヘ後_代ノ人_師各_々ノ料_簡

ニテ戒體ヲ立_セラル天台_ハ性_無作_假色_ヲ戒_體トシ南

山_ハ熏_ニ本_藏識_成善_種子_ヲ戒_體ト云_式ハ佛_性ヲ直_ニ

戒_體ト立_セシ人_ヲ佛_性ハ鬼_畜ニモ_アリ戒_體ハ受_戒ノ後_ニココ

【100ウ】

具_{スト}靈_芝ニ難_ゼラル、近_世密_家ニ三_寤ヲ戒_體ト

云人_{アリ}トカ_ドリマ_チノナリト、禪_戒篇_ニハ不_レ論_戒體_ニ故_ニ始

章_戒源_ヨリ始_ム、高_祖ノ奥_書ニ依_ルナル_ベシ、戒_源ニ云_ク戒

無_レ始_有リ物_則リ在_リ焉_ヘ乃至_レ戒_源ハ不_レ可_レ言_若シ見_ハ之_カ始_ト

未_為ニ真_際ト然_ノ至_ラハ其_體シ之_悟リ之_戒脉_出テ戒_身

軀_{スル}ニ、則_皆出_レ彼_ノ授_受ニ若_シ非_レ借_レニ授_受ヲ戒_無レ_起也

乃至_而ノ其_ノ授_受起_ルヤ于_何ヨリ乎_舍那_伏ノ言_一切_ノ行_ハ以_レ信_ヲ為

レ首_ト衆_德ノ根_本ナリ釈_迦伏_ノ言_若一切_衆生_趣ニ入_{スル}ハ三_宝海_ニ

以_レ信_ヲ為_レ本_ト二聖_ノ之_言不_レ厭_ヲ唯_信ヲ為_レ戒_源ト

コレ_信ヲ以_テ受_ケ誓_ヲ以_テ持_ツ淨_土妙_譽上_人明_燈

【100オ】

章_ニ天台_ノ戒_體ヲ論_{スル}コト_尽セリ而_ノ文_中ニ云_ク夫_レ尸_羅

之_說ハ也_ト固_ヨリ尚_フ授_受今_決ニ其_ノ體_ヲ必_據レ_古而_後可_ナリ然_ルニ

用_テ臆_斷ニ使_諸師_ヲノ屬_ニ不_見是_レ乃_チ杜_撰ノ之_大者_ナリ也_トコ_ノ意_殆シ_ト

吾_宗受_戒之_旨ニ合_セリ古_來ノ諸_師戒_體ヲ論_{スル}モノハ尋_ク

講_戒ニ屬_シテ受_戒ニ親_シカラズ受_戒ハ授_受作法_ヲ

貴_ブ故_ニ堅_ク信_ヲ起_サシメ作法_ヲ嚴_{ニス}ベシ受_戒ト講_戒

ト混_スベカラス特_ニ菩_提心_強ク信_心堅_固ナラザレハ不_是ナリ

瑜_伽等_ノ中_請ニ一_師ヲ者_唯望_ニ可_見ノ師_ニ說_也倫_起ニ云_聲

聞_戒ハ因_ニ力_弱須_レ假_ニ強_緣故_須ニ十_師菩_薩人_ハ菩

提_心強_一師_良得_ト是_ナリ今_日作法_ヲ略_シ戒_體ノ如_何ン

【100ウ】

ヲモ顧_ミズ戒_相更_ニ露_レズ漫_ニ戒_師トナ_ツテ意_氣揚_々タル_{モノ}ハ何_ノ為_{ナル}ヤ

可嘆シ可悲ム(涅槃卷三十一)獅子吼言ク、不レ修レ身ヲ者ハ不レ具レ足スル清淨ノ

戒體ト仍テ吾宗ハ專ラ儀軌ニ依リ旁ラ禪戒鈔禪戒

篇禪戒本義等ヲ研究シテ足レリトスベシ然リト毘今日

為戒師モノ、参考ノタメ他宗戒體ヲ論スルモノ少分ヲ擧グ

天台戒體明燈章云ク戒體ノ之説大小ノ淫論非一ニ諸家ノ載籍

極テ博シ或ハ心或ハ色或非ハ有ルハ善思分限有ルハ熏習本識今

且ク索ムルニ義ヲ于群典後為説ヲ者愈益緣然綱紀不

レ治テ甚キ者ハ猥リニ挫折シ於印度ノ論師ヲ強ニ彈ニ斥於支那ノ釈家ヲ慢

幢之妄不レ足レ評スルニ而已〇妙譽大僧正着述 辨戒體訣

【12オ】

同序云(法然上人)宗祖大師與叡空上人嘗論ニ戒體之義空上

人ハ據ニ止觀大師據ニ戒疏ニ與論艶ニ称色法之義盖シ

色心ニ法之骸唯有鏡像之別耳何為有ニ一癡一立之理

耶然而戒以レ涉ニ事相ニ故不レ得レ不レ属ニ色法ニ也我緣山妙譽

尊者有レ見ニ干レ此ニ辨駁浸水心公之謬持論確乎

不レ可レ拔八事山諦忍律師三井寺頭道和尙共服ニ其

義一明一以称ニ明灯之名也(明治三年唐午春王正月寶松院泰成謹識)

〇明燈章云按ニ之ヲ天台ニ止觀ノ心體ハ猶ラ鏡ノ戒疏ノ色體ハ猶ラ

像ノ未レ始ヨリ不レ相レ須ニ而ルニ訣者乃チ癡一立一則譬ハ如レ言ニ鏡ニ

無ニ証明ノ之理ニ唯影像ノ是レ現ト可ナランヤ乎

【12ウ】

〇同章云、圓頓止觀ニ云有ト与トハ無非レハ證ニ不レ了今且ク信テ教ニ隨レ意ニ為セト

解ヲ明ニ知不レレ癡ニ心體ヲ從來明就ニ天台ノ所説ニ而無レ癡立上

若依レ伏説ニ乃瓔珞ニ云レ以レ心ヲ為レ體ト(不レ離ニ色骸)優婆塞戒

經ニ云レ以レ色ヲ為レ體ト(不レ離ニ心骸)而復各無レ癡立若レ訣ヲ執スル

者ハ既ニ癡遮セリ焉涅槃云言モ有ト不レ解ニ我意ヲ言モ無ト不レ解ニ

我意ヲ淨影訣ヲ云レ於ニ大乘中ニ是色心ノ法ニ非ニ色心ノ事ニ以レ無作

戒ニ業ノ自性ヲ從ニ三業ニ生ノ防ニ三業ヲ故説為色心ト是色心ナルガ

故ニ異ニ曇無德ニ不レ是其ノ色心ノ事ナラハ是故説為非色非心ト

非色非心ノ故異ト薩婆多ニ既ニ有レ此説安ソ癡一立レヤ色ヲ故

〇同章云按スルニ涅槃ヲ云善男子往昔一時菩提王子作ニ如

【13オ】

是ノ言ニ若有ニ比丘ニ護持セ禁戒ヲ若ハ發セ惡心ヲ當レ知ス時失ニ比

丘戒ヲ我時ニ語テ言ク王子戒ニ有レ七種ニ從ニ於ニ身口ニ有レ無作色ヲ以テ是

無作色ノ因緣ヲ故其ノ心ハ在ニ惡無記ノ中ニ不レ名レ失戒ト猶ラ名ヲ持

戒ト以テ何ノ因緣ヲ名ニ無作色ト非ニ異色ノ因ニ不レナリ作異色ノ果ト善男

子我諸ノ弟子聞ニ是ノ説ヲ已テ不レ解ニ我意ヲ唱テ言ク伏説ニ有レ無作色善

男子我於レ餘ノ經ニ作レ如レ是ノ言ヲ戒者即チ是レ遮制ス惡ノ法ヲ若シ

不レ作レ惡ヲ是ヲ名ニ持戒ト我諸ノ弟子聞ニ是ノ説ヲ已テ不レ解ニ我意ヲ

唱テ言ク如來ノ決定ノ宜説スレハ無レ無作色ノ金口ノ如レ是ハ則チ執レ有ラ

著レ無ニ皆隨ニ不レ解ニ圓頓止觀ハ非レ解ニハ伏意ヲ故ニ云ニ非レハ證ニ

不レ了ト今且ク信テ教ニ戒疏ニ云レ今ノ所用ト有レ無作一也上開頭スルハナリ

【13ウ】

假色ニ實ニ免ニタル者ハ但戒疏ノ性無作假色ト與ニ止觀ノ心體ニ也何ナレバ

則戒疏ノ色體ハ性具ノ色則チ不レ隔ニ諸法ヲ況於心ニ裁止觀ノ心ニ

骸ハ如ニ鏡現カ像ヲ則チ能レ攝レ色是ノ故ニ説並不レ隨ニ不レ解ニ竊ニ按スルニ天

台ノ説ヲ其ノ義同ニ淨影(淨影ノ)ニ大乘義章ニ云無作戒トハ者於ニ大乘ノ中ニ是レ色心ノ法ニ非ニ色心ノ事ニ以テ無作戒ニ業ノ自性ナルヲ從ニ三業ノ生ノ防ニ

三業ヲ故ニ説為ニ色心ト是レ色心ナルカ故異ニ曇無德ニ故涅槃ニ云我モ諸ノ弟子不レ解ニ我意ニ唱言ノ如來ノ説ニ無作戒ハ定非ト色心彼ノ無

作戒雖ニ復是具ノ防ト色心ノ法ト不レ是其ノ色心ノ事ニ是故

説テ為ニ非色非心ト非色心ノ故異ニ薩婆多ニ故ニ涅槃ニ云我諸ノ

弟子不レ解ニ我意ニ唱言如來ノ説ニ無作戒一内ニ是色ナリト是ノ

【14オ】

義如何薩婆多ノ中ニ説ク無作戒性四大造ナリ體是レ障礙ス故ニ欲色

界ニハ則有リ無色界ニハ則無シ大乘法ノ中ニ説ク無作戒ハ直ニ是レ制法ナリ

如ニ結界屬ハ所有ノ界法ノ是レ制法ナルカ故不レ為ニ大造ト非ニ大造ニ故ニ

非ニ定ニ障礙スルニ故身生ヲ四空ニ亦常ニ成就ス是ヲ以テ不同ナリ以テ小乘

中ニハ情見未レ融或ハ有レハ聞レ説テ是レ色心ノ法ト便即チ取レ之ヲ以為ニ

色ノ事ト或有レハ聞レ説テ非色心事ト便即チ取テ為ニ非色心ノ法ト故

成ニ諍論ヲ大乘ハ通テ取ル所以ニ非レ諍ニ體性ヲ

〔章安云非ニ異色因果ニ者異色ハ是レ心ナリ言ハ無作ハ不レ為ニ心ノ作因ト

又不

レ作ニ心ノ果ト故ニ知ル是レ色ナリ○元照云懷素疏ノ中ニ破前ノ二解ニ別ニ立レ義ヲ

云謂ク元ト受レ戒善心色因ナリ非ニ惡無記ノ因ニ故言ニ非異也ノ因ト○但レ由ニ

感レ得レスルニ自類ノ善果ト不レ必能招ニ惡無記ノ果ヲ故云ニ不レ作ニ異色因果ト

是以ニ善性ヲ望ニ餘ノ二性ニ為ニ異色ト則チ非レ對ニ前ノ二色ニ也〕 諸說縁

々今畧レ之

【14ウ】

又云神智云大乘ノ戒體諸文竝ニ指ニ色心ヲ故知色心ヲ為ニ戒體ト矣戒疏ニ云性無作假色ト輔行ニ云心性ヲ為ニ戒體ト

是以ニ色心咸皆云ラ性ト性ノ之色心為ニ大乘ノ戒體又積ニ輔

行ヲ云梵網戒疏ニ以レ色ヲ為レ體ト今ノ文ニ以レ心ヲ為レ體ト若色若ハ

心竝ニ是レ大乘ノ戒體ナルカ故ナリ也故戒疏ニ云不レ起而已ノ起則チ性無作

假色ナリ法鼓經ノ中ニ但明レ色心ニ無第三聚觀心論ノ疏ニ謂梵網十

重四十八輕ハ正ク防ニ意地ヲ故以レ心ヲ為レ體ト也

○同章云善カナ乎四明ノ云既ニ居ニ末代ニ功在ニ事持ニ乃チ是レ涅槃ノ

扶律ノ之意ナリト於戲可レ為ニ萬世不刊ノ規ト矣

△尸羅敲髓章ハ東都隅川福壽院住持甘露英泉撰享保甲辰年中秋望日

【15オ】

・四分宗謂選律三部書一ニ戒疏八卷釋四分戒本ニ業疏八卷積ニ自

製隨機羯磨ヲ二行事鈔十五卷三十篇依ニ四律五論兼依ニ成

實論取ニ涅槃開會ノ意立ツ分通大乘四分圓宗大ニ判スニ教三宗

三觀ヲ以レ圓為宗唯依ニ四分不レ持ニ餘戒所謂別受ノ規則ハ別受ト有者義寂

云受ニ律儀戒

方軌有レ二ニ與ニ餘ノ二惣受ハニ與ニ餘ノ二別受ハ惣受ノ方軌七衆立レ別並

牒ニ戒ニ而

惣受故故一羯磨通被七衆ニ至於隨行ノ所持各異地持受法正就此也若

別受ハ者七衆法異ハ若俗ノ二衆ハ受ニ其五戒ニ乃至道中具足ニ衆依ニ白四羯磨

從

十衆等下ノ三平各從ニ其法ニ言餘ノ二ト者撰善撰生ノ之二也惣受ハ者三聚戒

通受故要期者尽未來際ハ別受者除ニ後ノ二唯受ニ撰律儀要期者尽形壽ナリ

然_レ出_レ山耄_レ而云_レ「達_レ」一乘戒伝教円頓戒共_二別受ササ戒_一堪_レ受_レ絶倒_レ

明_二戒體_一則行事鈔云法界塵沙_二諦等法以_レ已要期_一施造

方便_二善淨_一心器_一與_レ彼妙法_一相應_レ於_レ彼法_一上_二有_レ縁起義_一領

納_レ在_レ心名_一為_レ戒體業疏云故_二作法_一受_レ還_レ重_三本藏識_一成_二善

【15ウ】

種子_一此戒體也隨_レ心動用還_二無_一識_一如_レ是專_二毘尼_一盛述_レ條

章_一深明_二持犯_一今謂終南之宗解_二戒體_一不出_二二義_一藏識_一為

依_レ成_二善種子_一義是賢首所判_レ大乘始教_一所說_レ而瑜伽意_一未

得_レ圓意_一或_レ識體本淨真性隨縁_一構造修起_レ此当_二台_一別

教賢首終教_一然_レ魚_一有_二二義_一如_レ初說_一所依全_レ能依_{ナレ}寸_一則又屬_二

終教_一南山依_レ憑涅槃開會_一意則於_レ義無_レ害_レ如_レ彼元照_一執_二

於種子_一迷_レ為_二圓融_一謬字_一台宗_一未_レ識_レ性具_一

○論_一台祖戒體_一者戒疏云戒體者不_レ起而已_レ起_レ即性無作_レ假色_一元照

濟縁起云問_レ心論假色_一從_レ何得_レ名答_レ如下云_レ如_レ法入無作假色_一此謂對_二前

五塵_一之実碍_レ之色_一故名_レ假耳天台戒疏出_二戒體_一云_レ起則性無作假色_一與

此何_レ別答彼明_二実性隨縁變起_一全性成北峰積_一戒體_一云約_二悟理_一

※「殊」の誤記か

色對_レ真名_一假名同體別不_レ可_二混同_一

【16才】

約_二本實說諸法_一唯心起唯心滅_一是故戒法_一唯心_一為_レ體心_一外

別無_二無作_一亦無_レ也若約_レ迷情_一約_レ教權說_一則成佛已還

未_レ能_レ忘_レ覺_一心外_一是_レ法_一是分_レ色心_一不起_レ善法_一則已_レ起則定

屬_二色法_一是故戒疏定_二無作_一色法_一不起_レ起者顯_二起屬_一色

無作_一對_レ作戒_一得_レ名有_レ以_レ圓教中道_一積_二無作_一頂山_一對_レ真性

隨縁_一名_レ假色_一靈芝_一非也從_二法對本理_一實論諸法唯心從_二

機縁_一立_レ教故起業_一是色也

輔行曰大乘中_レ魚_一以_レ心性_一為_レ戒體_一若發_レ無作_一亦依_二身

口作戒_一而發_レ魚_一依_レ身口體_一必在_レ心若前小後大_一一切轉_二

為_レ無尽戒體_一故知台雖不_レ識_二如實戒體_一澤山又云所依理體円事即_二理全

【16ウ】

性起_レ修行從_レ性起_レ方云_二諸行無作_一並由_二性具_一方有_レ事用_一今疏性_一之一字全

提

理性_一之所依起_レ字色_一字乃語_一發戒_レ當_レ體_一當_レ體有_レ二起之字_一是能_レ發_レ之

心色_一之字所_レ發_レ之色_一魚_一依_レ於_レ性_一而_レ發_レ此戒_一此大乘戒乃_レ令_レ理_一之事全_レ性

之修分_一為_二妙戒_一靈芝_一或_レ偏_レ性_一即_レササ_一戒_一體_一今謂不_レ然_レ本有_レ之性_一蝮

動翻_レ飛_一一切皆具_二ササ_一戒_一體_一受_レ者方有_レ不_レ受

起_レ法_一性_一魚_一本有_レ非_レ修不_レ發_レ如_レ摩尼珠_一具_一足_レ衆_レ宝_一不_レ假_レ縁終不_レ出

現_一

天台疏云不_レ起而已_レ起則性無作_レ假色_一南山云熏_二本藏識_一成_二善種子_一此_レ

為_レ戒_一體_一天台性_一之即_レ能_レ起_一因_レ無_レ作_レ假色_一即_レ所_レ發_レ體_一南山藏識即_レ所_レ依

屬_二善種子_一即_レ能_レ依_レ體_一能_レ起_レ所_レ依_レ體_一是_レ本有_レ之性_一所_レ發_レ能_レ依_レ即_レ今_レ受_レ之體_一若

此_レ出_レ體_一文據極_レ明_レ能_レ所_レ歷_レ然_レ體_一性_一不_レ濫_レ受_レ納_レ無_レ疑

妙立_レ云_一內發_レ深誓_一外藉_レ勝縁_一第三羯磨_一成就_レ竟時_レ於_レ心_一發_二

生_一無_レ作_レ假色_一是_レ名_二戒體_一戒_一善_一性_一具_一關_レ縁_一不_レ起_レ故_レ云_二不

生_一無_レ作_レ假色_一是_レ名_二戒體_一戒_一善_一性_一具_一關_レ縁_一不_レ起_レ故_レ云_二不

起而已_レ斯乃顯_レ作_レ性德自然_ニ有_レ戒體也_レ由_レ具而起_レ
常_ニ即_ニ於_レ具_ニ故_ニ云_レ性無_レ作_レ色_ト斯即顯_レ非_ニ修德_ニ因緣_ニ有_レ戒
體也_レ然或_ハ以_レ性_ノ一字_ヲ為_レ提_レ仍依_レ或_ハ以_レ配_ニ於_レ藏識_ニ雖_レ有_ニ

【17才】

義在_レ其義猶疎問靈芝云_レ全_レ性成_レ色對_レ真名_ニ假與_ニ
今釈義_ニ同異_ニ云_レ何答言雖_レ恰_モ似_ト義則不_レ同何者以_レ
但言_レ隨緣_ニ而不_レ言_レ具故也_レ當_レ知實色假色無_レ作_レ性
具_ニ如_ニ荆溪_ニ云_レ並_ニ由_レ理由_ニ故_ニ方_ニ有_レ事用_ニ即_ニ其義_ニ又_レ濫
益_ニ積_ニ戒疏_ノ文_ニ雖_レ設_レ七義_ニ廣_ニ明_レ戒體_ノ所_レ惜_ム於_レ該_ニ其
圓體_ニ有_レ毫釐_ノ之_レ差_ニ致_レ霄壤_ノ之_レ隔_ニ難_ニ以_レ依憑_ニ上來_ニ
畧_ニ如_ニ拳_ニ師_ノ說_レ及_レ妙_ニ立_レ積_ニ台_ニ祖_ノ約_ニ開_ニ會_ニ即_ニ毘曇_ニ明_レ性
無_レ作_レ色_ニ義_ニ文_ニ明_レ著_レ那_レ可_レ謬_レ之_レ乎

○如_ニ賢首_ニ大師_ノ雖_レ集_レ錄_ニ菩薩_ノ毘尼_ノ藏_ニ二十_ニ卷_ニ而_レ廣_ニ弘_ニ ○華嚴
贊_ニ圓_ニ戒_ニ至_レ其_レ受_レ隨_レ從_レ懷_レ素_レ律_レ師_レ秉_レ持_レ曇_レ無_レ德_ニ四

【17ウ】

分_レ律_ニ別_ニ有_レ五_ニ教_ニ戒_ニ體_ニ愚_レ法_ハ小_ニ乘_ニ以_レ意_レ識_ノ上_ニ無_レ表_レ假
色_ノ有_レ宗_ニ不_レ相_レ應_レ行_ハ淫_レ部_ニ立_レテ_レ為_レ戒_ニ體_ト但_レ立_レ身_ニ語_ニ七_ニ支_ニ無_レ表_ニ
不_レ論_レ意_レ業_ノ無_レ表_ト不_レ同_ニ大_ニ乘_ニ其_レ如_レ俱_レ舍_レ業_ニ品_ニ大_ニ乘_ニ
始_レ教_ハ以_ニ阿_レ賴_レ耶_レ識_レ思_レ種_ニ子_ノ上_ノ差_レ別_レ功_レ能_レ假_レ立_レ戒_ニ體_ニ無_レ
表_ヲ如_ニ唯_レ識_ニ等_ニ慈_レ恩_ノ所_レ解_レ如_ニ上_ニ辨_レ了_レ若_レ約_ニ終_ニ教_ニ真_ニ
如_レ受_レ熏_ノ善_レ種_ニ戒_ニ體_ニ如_ニ梁_レ撰_レ論_ニ南_ニ山_ノ所_レ立_レ如_ニ上_ニ
辨_レ明_レ約_ニ頓_レ教_ニ無_レ相_レ真_レ性_ニ名_ニ為_レ戒_ニ體_ニ圓_レ教_ハ者_レ謂_レ
事_々無_レ礙_レ性_ニ起_レ受_レ得_レ主_レ伴_ニ無_レ尽_レ帝_レ網_レ理_ニ因_レ陀_レ羅

網_ノ戒_ニ相_ニ通_ニ三_ニ世_ニ間_ニ十_ニ身_ニ圓_ニ滿_ニ五_ニ海_ニ撰_レ融_ニ不_レ思_レ議_ノ大_ニ曼
多_ニ羅_ノ戒_ニ體_ニ及_レ微_レ塵_レ教_ニ佛_レ刹_ニ毘_レ界_ニ海_ノ戒_ニ本_ニ也

【18才】

○授_レ戒_ニ篇_ニ家_ニ範_ニ京_ニ北_ニ紫_ニ野_ニ高_ニ桐_ニ禪_ニ院_ニ高_ニ祖_ニ比_レ丘_ニ義_レ諦_ニ編_レ修_ニ一_ニ卷_ニ
○云_ハ十一_ニ丁_ニ戒_ニ體_者非_レ空_ニ非_レ有_レ非_レ空_ニ故_ニ犯_レ之_ニ不_レ得_レ非_レ有_レ故_ニ執_レ之_ニ
不_レ得

犯_レ也_レ執_レ也_レ共_ニ為_レ破_レ戒_ト何_ニ以_レ故_ニ真_ニ淨_ニ界_ニ中_ニ無_レ有_レ我_レ相_ニ無_レ
我_ノ之_ニ中_ニ矣_リ認_レ我_レ故_ニ不_レ免_レ犯_レ執_ニ若_シ能_ク空_ニヲ_ハ我_レ相_ニ則_レ戒_ニ雖_レ不_ト
持_レ自然_ニ戒_ニ備_ル從_レ心_ノ所_レ欲_レ而_レ不_レ踰_レ規_ニ既_ニ空_ニス_我相_ニ須_レレ_空ス

法_ニ相_ニ法_ニ相_ニ空_ニ尽_レ成_レ佛_ニ當_レ二_レ庶_ニ要_レ空_ニ三_ニ法_ニ相_ニ法_ニ相_ニ麼_ニ宜_ニ捨_ニ小
乘_ニ偏_ニ曲_ニ之_レ見_ニ發_レ中_ニ上_ニ品_ニ勝_ニ妙_ノ之_レ心_ニ古_ニ法_ニ比_レ丘_ニ五_ニ夏_ノ之_レ後
得_レ作_レ戒_ニ師_ト若_シ夫_レ曾_レテ_レ嗣_レ禪_ニ脉_ニ既_ニ老_ニ教_ニ觀_ニ出_レ格_ノ知

識_ニ沒_レ量_ニ大_ニ人_ニ則_レ一_ニ夏_ノ之_レ後_ニ授_レレ_モ人_ニ亦_レ可_レ但_レ扱_レ人_ヲ授_レ之_ニ
為_レ要_ト否_{ナル}オ_ハ則_レ令_レ法_ニ戲_ニ論_ニ豈_レ唯_レ無_レ益_ニ於_レ事_ニ哉_レ破_レ人_ノ信

【18ウ】

敬_ヲ得_レ罪_ヲ不_レ少_ハ云_ニ云_ニ
吾_レ宗_ノ戒_ニ體_ヲ論_セズ_ト雖_レ氏_ノ參_レ考_ノ為_メ他_ニ宗_ニ於_レテ_レ戒_ニ體_ヲ論
ス_ル所_ノ近_キモ_ノヨリ_聊カ_抄出_スル_コト_是ノ_如シ 尾

傳_レ戒_ニ會_ニ裡_ニ閑_ニ話_ニ終

【頭註】

【1ウ】

○大_ニ戒_ニ訣_ニ云_レ如_ハ正_ニ傳_ニ作_レ法_ニ恰_モ與_レ梵_ニ網_ニ瓔_ニ珞_ニ合_ス焉

大戒訣巻中一右今欲發禪佛祖正傳大戒梗槩ヲ專依顯揚大戒所標ニ而采證
於佛經祖論ニ是因テ此ノ戒ト與ニ台宗ノ円頓戒ト同ニ其趣也

【2オ】

脩然ハ傳燈卷之六馬祖ノ法嗣無機縁語句ニ二十三人中第二ニ列ス王姥山ノ脩
然禪師ヲ

初メ傳教大師受テ行表ニ一ハ受テ道塔ニ一北秀下ノ人也

【3ウ】

○五師ノ時ハ戒巾羯尸教授説戒証明ノ五人ナリ 是壇經ニ出ツ具足戒ヲ
受ルノ作法ナリ

【5オ】

○障罪造罪ト云トキハ大小罪ニ通スルカ故ニ漫語トナル也

【5ウ】

○總相ニ誤レカ愆ヲ不許モノハ小罪ニモ亦輕重アルガ故ナルベシ

【6オ】

○五悔ニ懺出ニ試參請ニ尚就レ師可聞

【6ウ】

○對首自陳ヲ曰レ首ト首トハ己往ノ過ヲ堅ク懲ニ來者

【8オ】

○遺土、莊子徳充篇曰物視ニ其所一而不見ニ其所ニ喪視レ喪ニ其足ニ猶ニ遺
土ニ也」口義ニ遺土ハ猶レ言レ如ニ土ノ身遺墜ノ而不カ知也

○決疣又太宗ノ師曰彼ハ以レ生為ニ附贅懸疣」以レ死為ニ決疣潰癰、口義ニ喻
此身為ニ天地間長物

【8ウ】

必決レ之潰レ之而後快

【9ウ】

梵僧

菩提登ノ一乎

敲髓廿六丁ヲ

【12ウ】

曇無德下

道宣等

【15オ】

○南山